記者発表資料

平成２３年度
湯沢河川国道事務所事業概要

平成２３年　４月　４日

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局
建設新聞社秋田支局、秋田建設工業新聞社、秋田建設新報社

問　合　せ　先

国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所
湯沢市関口字上寺沢６４－２
℡０１８３－７３－３１７４（代表）

河川関係：副　所　長　阿部（あべ）　富雄（とみお）　（内線２０４）

道路関係：副　所　長　佐藤（さとう）　利美（としみ）　（内線２０５）

ダム関係：事業対策官　大場（おおば）　將（まさる）　（内線３０６）

１．湯沢河川国道事務所における平成２３年度事業概要のポイント

①事業別配分額（業務取扱費を除く事業費）

（単 位 :百 万 円 ）

区 分	H23予 算	H22予 算（当 初 ）	倍 率 H23/H22
河 川 事 業	4,159	5,786	0.72
うち河川関係	1,994	3,058	0.65
うちダム関係	1,652	2,265	0.73
うち砂防関係	513	463	1.11
道 路 事 業	2,388	2,131	1.12
事 務 所 合 計	6,547	7,917	0.83

※河川・道路関係予算額は、本省記者発表の箇所表に記載している事業の合計額を示す。

※4月1日の閣議において財務大臣から公共事業予算・施設費について5%を一つのめどとして執行をいったん留保するとの方針が示されたことから、全国の直轄事業全体として原則5%程度の予算執行が留保されることとなる。

②事業のポイント

＜河川事業＞

○雄物川（おものがわ）中流部「緊急対策特定区間事業」の推進

○雄物川（おものがわ）中流部「河川改修事業」の推進

○鵜巣（うのす）地区「河川改修事業」の推進

○湯沢（ゆざわ）地区「消流雪用水導入事業」導水施設整備の推進

＜砂防事業＞

○八幡平山系（はちまんたいさんけい）直轄火山砂防事業の推進

＜成瀬（なるせ）ダム事業＞

○転流工工事の継続

○国道３４２号付替工事（一次供用区間）の継続

＜道路事業＞

◎平成２３年度新規事業

○「峰吉川（みねよしかわ）交差点改良」に新規着手します。

◎平成２３年度継続事業

○「神宮寺（じんぐうじ）バイパス」の推進

○「院内（いんない）道路」の推進

○「杉沢新所（すぎさわあらどころ）・ 杉沢森道上（すぎさわもりみちうえ）・石成（いしなり）」歩道拡幅の推進

○「 醍醐（だいご）交差点改良」の推進

２．河川事業概要

【河川改修事業】

●雄物川中流部「緊急対策特定区間事業」を推進し、早期完了を目指します。

●雄物川中流部の流下能力の向上を図るため、「堤防整備」を推進し、早期完成を目指します。

●鵜巣地区の流下能力の向上を図るため、「堤防整備」を推進し、早期完成を目指します。

【消流雪用水導入事業】

●湯沢地区の冬季生活環境改善の一環として、中小河川の河道内の堆雪による浸水被害を解消するとともに不足する消流雪用水を確保するため、雄物川より消流雪用水を導水する導水施設整備を推進します。

【河川工作物関連応急対策事業】

●老朽化した樋門・樋管の機能改善を図るため、開閉機等の応急対策を実施します。

【直轄砂防事業】

●八幡平山系直轄火山砂防事業（はちまんたいさんけいちょっかつ）の一環として、土砂災害を軽減すべく火山砂防事業を推進します。

【多目的ダム建設事業（成瀬ダム）】

●転流工工事（仮排水路トンネル）を継続実施します。

●ダム建設により水没する国道３４２号の付替工事として、一次供用区間（１号橋工事）を継続実施します。

３．道路事業概要（一般国道１３号）

【地域連携推進事業】

●「神宮寺（じんぐうじ）バイパス」は、昨年度までバイパス区間７．２ｋｍ開通（暫定２車線）したところですが、引き続き北楯岡（きたならおか）地区の用地買収及び現道拡幅工事（歩道・路肩の拡幅）を推進します。

●「院内（いんない）道路」は、用地買収、改良工事、上院内（かみいんない）トンネルの工事を推進します。

【交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業】

事故ゼロプランを重点的に推進するとともに、交通安全施設等の整備を図ります。

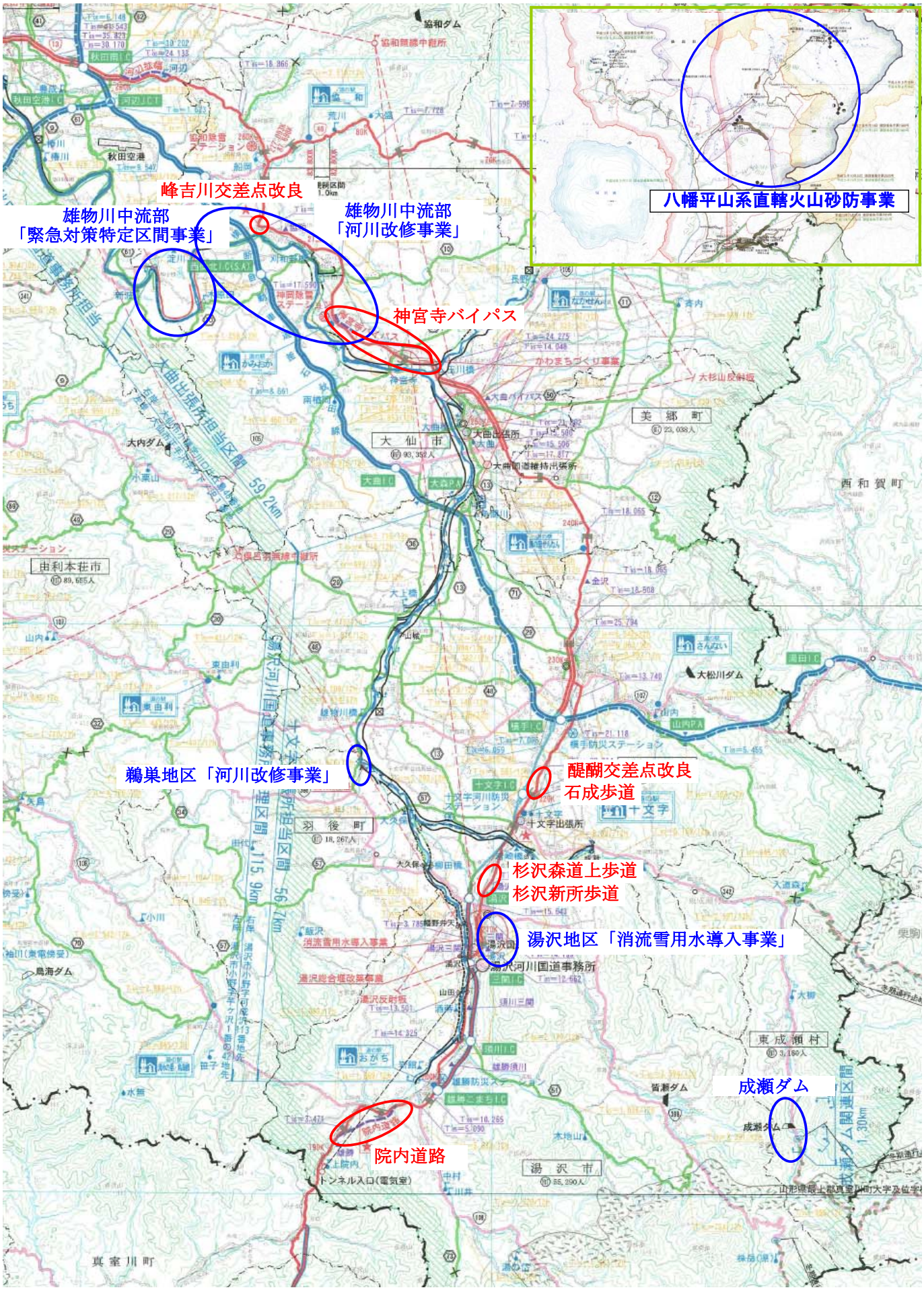
主な事業として

●「峰吉川（みねよしかわ）交差点改良」に着手します。

●「杉沢新所（すぎさわあらどころ）歩道」「杉沢森道上（すぎさわもりみちうえ）歩道」「石成（いしなり）歩道」「醍醐（だいご）交差点改良」の用地買収を推進します。

以上の事業を効果的・効率的に行い、コスト縮減に努めてまいります。

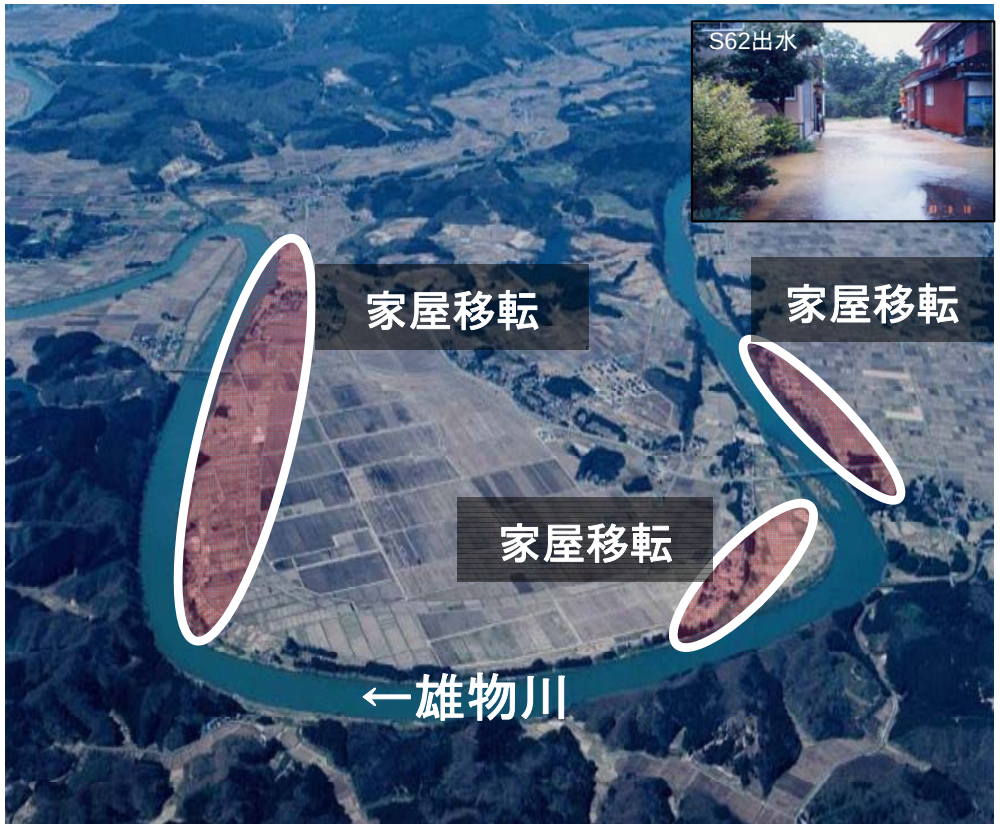
湯沢河川国道事務所事業位置図

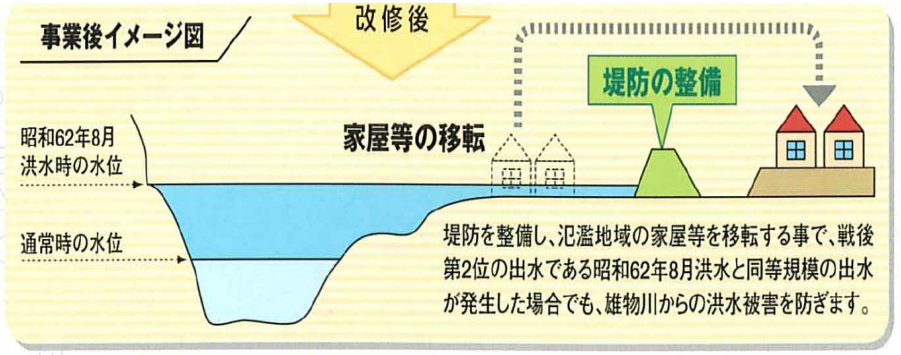


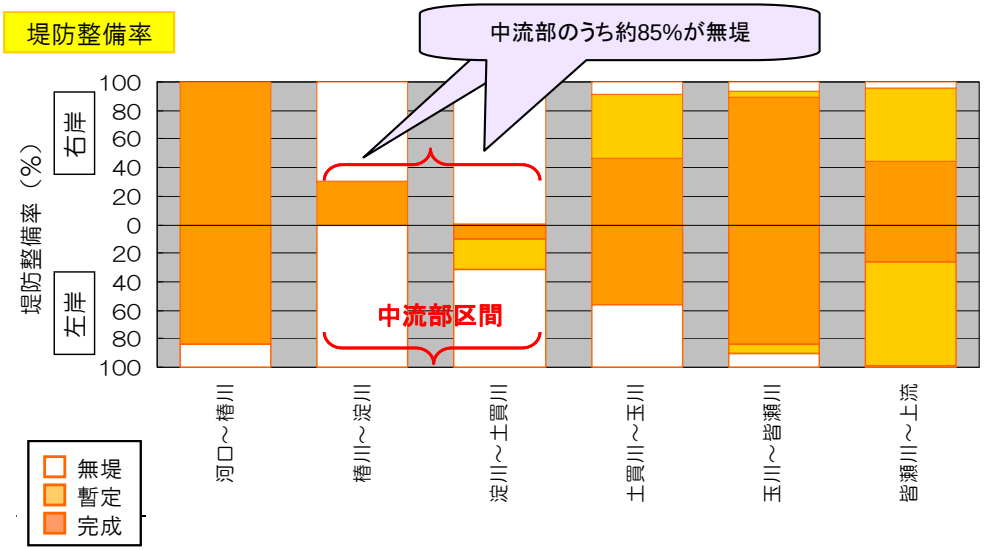
参考資料ー1

○雄物川中流部「緊急対策特定区間事業」の推進（継続）

雄物川中流地区は、約20kmにわたり無堤であるため、他地区に比べて著しく治水安全度が低い状況です。また、川沿いに集落が点在しているため、一連の治水効果を発揮するには連続堤防による整備が必要となります。本事業区間は、洪水被害が地域へ与える影響が大きい等、河川整備の緊急性が高い箇所を「緊急対策特定区間」に指定し、短期集中的に行う事業として平成15年度より着手しました。事業は、河岸に連担する家屋（集落）の移転を最優先とし、その後の築堤により治水安全度を段階的に確保、昭和62年８月洪水と同等規模の出水からの被害軽減を目的としています。
平成23年度は、平成22年度に引き続き家屋の移転を実施し、平成23年度の完了を目指します。



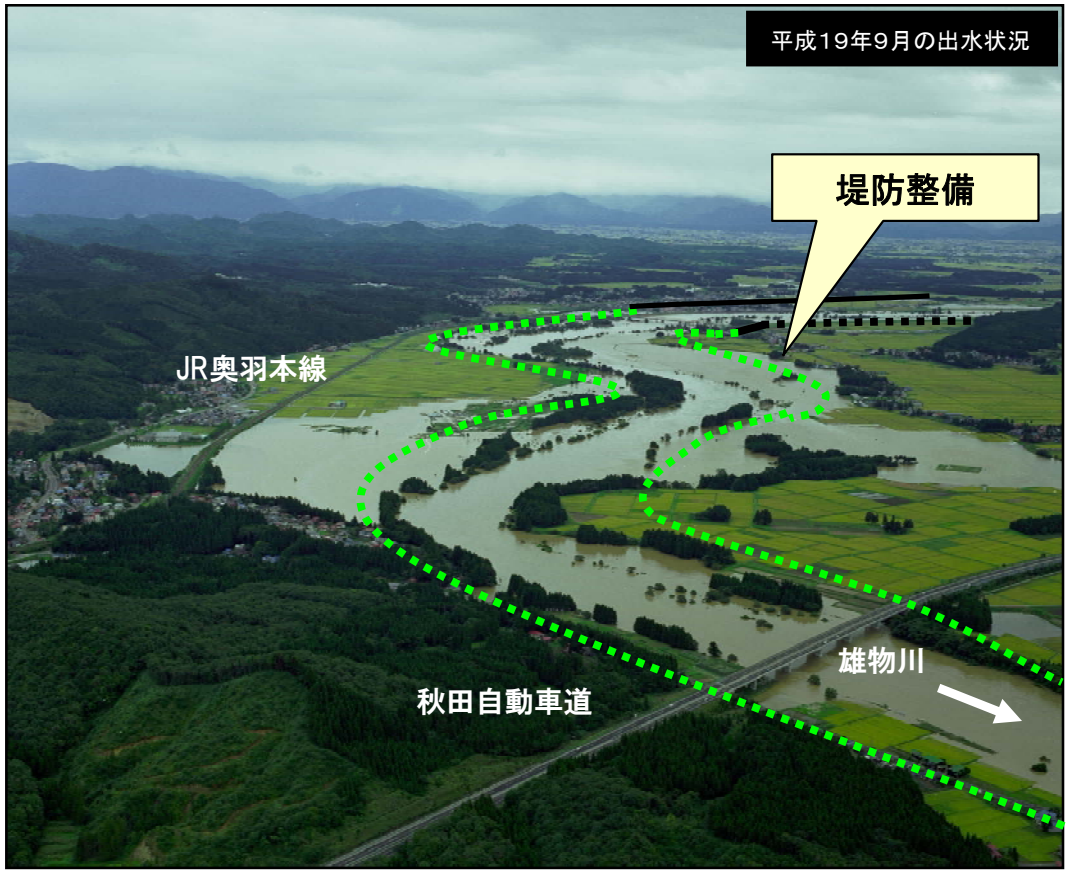




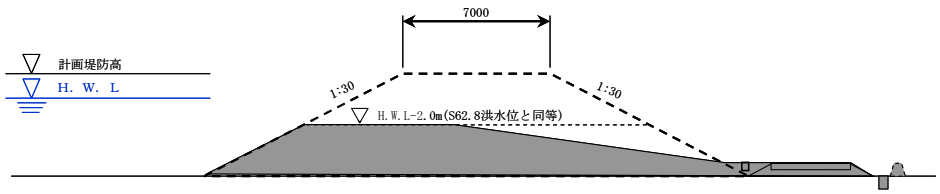
参考資料ー2

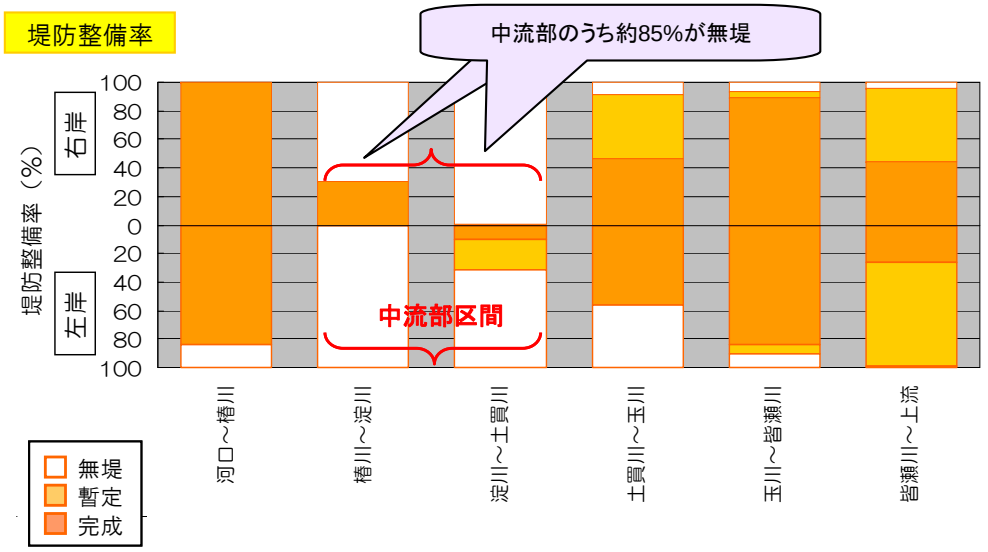
○雄物川中流部「河川改修事業」の推進（継続）

雄物川中流部は、無堤区間のため、昭和62年8月や平成19年9月洪水時に浸水被害が発生しています。本事業は、昭和62年８月洪水と同等規模の洪水から寺館大巻地区を守ることを目的としています。
平成23年度は、平成22年度に引き続き、築堤工事等を実施し平成28年度の完成を目指します。



堤防標準断面図





参考資料ー3

○鵜巣地区「河川改修事業」の推進（継続）

羽後町鵜巣地区は無堤部であるため、近年では平成１４年、平成１６年、平成１８年に浸水被害を受け、主要地方道も冠水して通行止めになるなど、水害常襲地帯となっています。

このため、道路管理者である秋田県と協議、調整を行い、堤防と道路の兼用堤防を合併施行で整備することにより、当地区の洪水被害の軽減と災害時の交通を確保するものであります。

平成２１年度に合併施行の基本協定を締結し、平成２４年度の完成を目指します。



